

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和5年度及び令和6年度において石狩市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和8年7月1日

石狩市長 加藤 龍



第1 資 格

1 基本的資格要件

石狩市が発注する契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者
- (2) 政令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき競争入札等への参加を排除されている者
- (3) 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者である者。
- (4) 石狩市内に事業所を設置している者については、審査基準日（令和8年8月1日。以下同じ。）の属する年度の直前2年度において法人市民税（法人の場合）又は個人市民税（個人事業主の場合）、固定資産税、国民健康保険税（個人事業主の場合）を滞納している者
- (5) 審査基準日において、法人税（法人の場合）又は申告所得税（個人事業主の場合）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 審査基準日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

2 契約の種類による資格要件

次の契約については基本的資格要件に加えてそれぞれに掲げる要件に該当すること。

(1) 建設工事の請負契約

- ア 審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前2年度の決算（直前2年度の決算期間が24月に満たない場合は直前の決算日以前の24月）において完成工事高を有していること。
- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、審査基準日の直前2年度分を含む決算により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を

受けていること。

エ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の全て加入若しくは適用除外であること。

※建設工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類について審査の結果により算出した評定数値を勘案した上で同表に掲げる等級に格付けするものとする。

土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事	水道施設
A	A	A	A	A	A
B	B	B	B	B	B
C	C	C	C	C	C

(2) 浄化槽工事の請負契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日において浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく登録を受けていること又は同法第33条第3項の届出をしていること。
- ウ 審査基準日において浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること。

(3) 物件の製造（印刷に係るものを除く。以下同じ。）の請負契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 資本金が300万円以上又は従業員が10人以上であること。

(4) 建築設計に係る契約

- ア 審査基準日において、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所についての登録を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(5) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(6) 測量に係る契約

- ア 審査基準日において測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(7) 業務委託（印刷物の製造を含む。）又は物品の購入に係る契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

(8) 除雪業務に係る契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 資本金が300万円以上又は従業員が5人以上であること。
- ウ 除雪業務に必要な機械等を有している（リース可）こと。

(9) 道路標識設置、道路清掃、管渠調査清掃又は漏水調査に係る契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

(10) 電力調達（供給）に係る契約

- ア 審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前決算において売上高を有していること。
- ウ 小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けており、電力調達契約評価項目等報告書(石狩市様式第12号)において配点の合計が70点以上であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合(以下これらを「協業組合」という。)については、次の各号のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合のうち、企業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令167条の4条第1項に規定する者になったとき。
- (2) 政令167条の4条第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消されたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件のいずれか又は第1の3の各号に定める要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法等

1 申請期間

- (1) 令和8年8月20日(木)から令和8年8月26日(水)までとする。
原則郵送による申請とし、上記期間の消印有効とする。
持参の場合は、契約課窓口で受理する。(受理と同時の審査は行わない。)
- (2) 中小企業等協同組合及び協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注に係る適格組合証明を受けたときは、当該証明を受けたときとする。
- (3) 中小企業等協同組合のうち企業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、当該企業組合が設置されたときとする。

2 申請の方法

総務部契約課から示される申請書類を郵送(窓口持参も可とする。)により提出することにより行うものとし、申請に係る費用については申請者が負担するものとする。

また、登録内容に変更があったときはすみやかに変更届を提出するものとする。

3 資格審査の再申請

(1) 競争入札参加資格者又は競争入札参加資格者から営業を相続し、又は譲渡された者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度資格審査の再申請を行うものとする。

ア 競争入札参加資格者の営業を相続、合併又は譲渡により移転された場合

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合

ウ 中小企業等協同組合（企業組合に限る。）又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

(2) (1) の申請は、総務部契約課から示される申請書類を提出することにより行うものとする。